

北栄町二地域居住等促進協議会 第1回委員会

日 時：令和7年4月15日（火）11時から正午まで
場 所：大栄農村環境改善センター2階会議室4、WEB

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 役員選任
- (2) 北栄町特定居住促進計画素案について（資料1）
- (3) 今後の検討課題について
 - ・二地域居住等における子育て環境の整備
 - ・その他
- (4) 意見交換
- (5) 今後のスケジュールについて
 - ① 計画案承認後、パブリックコメントの実施
 - ② パブリックコメント後に県へ最終計画案の意見聴取、県広域計画の改定
 - ③ 北栄町特定居住促進計画の公表、町議会報告
 - ・次回：第2回協議会 月 日
- (6) その他

3 閉 会

北栄町二地域居住等促進協議会 名簿

氏 名（敬称略）	所属・役職	備 考	
岡本 圭司	北栄町副町長	町	
井勢 建二	由良宿自治会長会代表 別所自治会長	自治会	
小椋 秀一	北栄町商工会事務長	商工会	
吉川 加珠弥	（一社）北栄町観光協会事務局長	観光協会	
平信 英明	鳥取中央農業協同組合大栄支所長	農業協同組合	
若狭 春奈	民泊 MOKUBA	民泊事業者	
斉尾 俊和	編集・ライター （有）斉尾建設	地域住民	
小谷 章	鳥取県中部総合事務所県民福祉局長	県	
長曽我部 まどか	鳥取大学工学部准教授 ほくらボ	有識者	
大西 浩嗣	北栄町地域活性化起業人 EI！HOKUEI	有識者	
伊藤 俊徳	（一社）WorkDesignLab パートナー	複業アドバイザー	※オンライン
西尾 知宏	（株）LASSIC 取締役	オブザーバー	※オンライン
加藤 遼	（株）パソナ JOBHUB ソーシャルイノベーション部長	オブザーバー	※オンライン
永田 裕一	観光交流課長	町事務局	
清水 直樹	産業振興課長	町関連課	
中野 智子	企画財政課長	町関連課	
渡辺 健二	生涯学習課長	町関連課	

北栄町二地域居住等促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 二地域居住等の促進を通じ、本町への人の流れの創出・拡大による地域活性化を図るため、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第31号。以下「広活法」という。）第23条に定める特定居住促進協議会として、北栄町二地域居住等促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 広活法第22条に定める特定居住促進計画の作成及びその実施に関する協議。
- (2) その他二地域居住等の促進を図るための施策に関し、必要な事項に関する協議。

(構成機関等)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関等により構成する。

- (1) 商工会
- (2) 鳥取中央農業協同組合
- (3) 観光協会
- (4) 地域住民
- (5) 学識経験者
- (6) 鳥取県
- (7) 北栄町
- (8) その他町が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し協議会を代表する。
- 3 会長は、必要と認めるときは、構成機関等を変更することができる。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。
- 5 会長、副会長の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて開催することとし、いずれも会長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、構成機関以外の者にオブザーバー等として出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、北栄町役場観光交流課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

都道府県名	鳥取県	市町村名	北栄町	計画期間	令和7年—令和11年
-------	-----	------	-----	------	------------

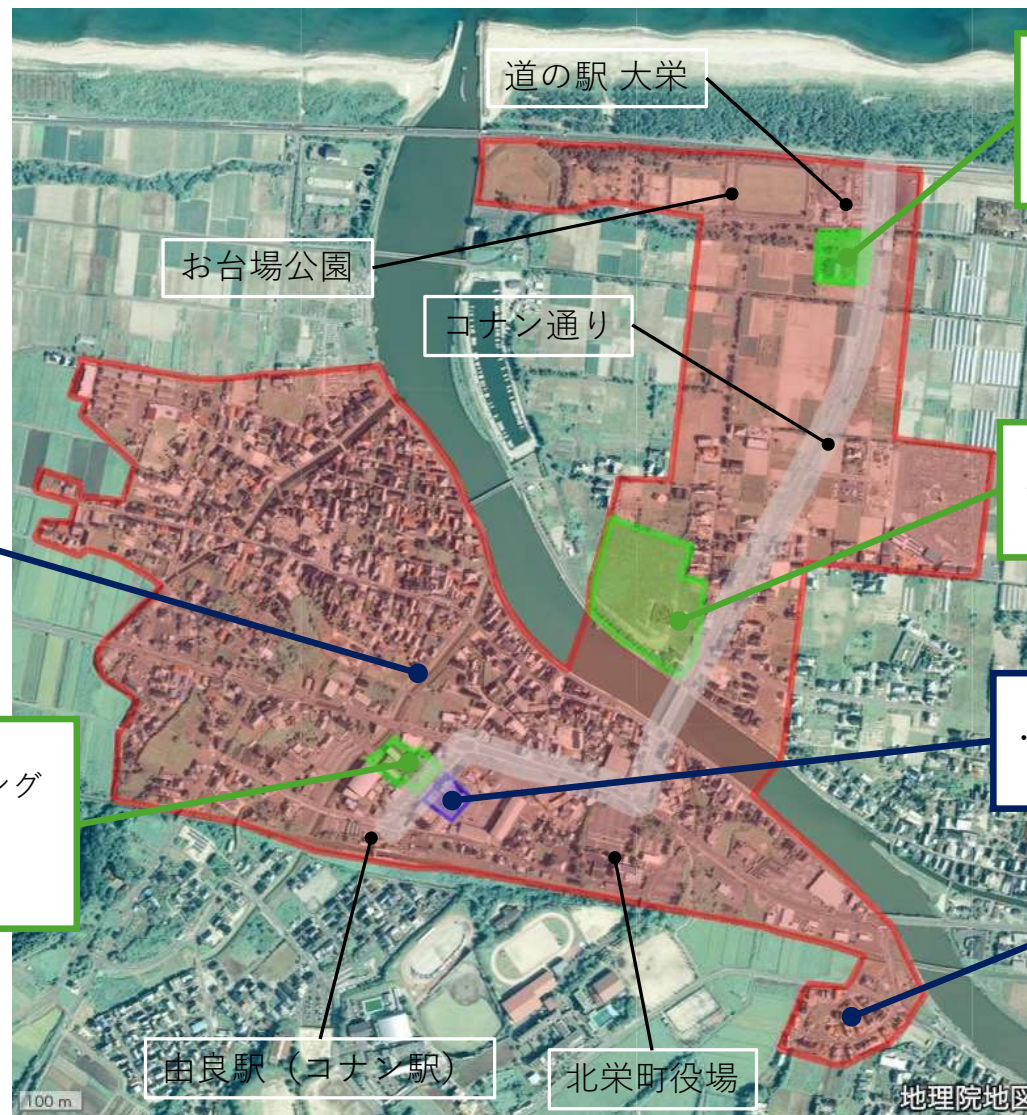
1. 特定居住促進区域

行政機関、店舗、駅などがある旧大栄町の中心地区であり、農村部とも隣接し、多くの来訪者が訪れる青山剛昌ふるさと館・コナン通りのある由良宿を中心とする地域を特定居住促進区域とします。



北栄町由良地区 約885,450m²

※うち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）に第3条に定める農用地は対象外とする。



（特定居住拠点施設）
・ 歴史文化交流施設（仮称）
（現：青山剛昌ふるさと館）
R9以降整備

（特定居住拠点施設）
・ 青山剛昌ふるさと館（移転後）
R7-9 整備

（特定居住拠点施設）
・ 由良駅前宿泊施設（仮称）
R7-11 誘致

（特定居住拠点施設）
・ 鳥取中央育英高校学生寮
R7 整備

（特定居住拠点施設）
・ 民泊施設（由良宿地域）
R7-11 誘致

（特定居住拠点施設）
・ 北栄町図書館コワーキングスペース（仮称）
・ 中央公民館大栄分館
R8-9 整備

出典：国土地理院

2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

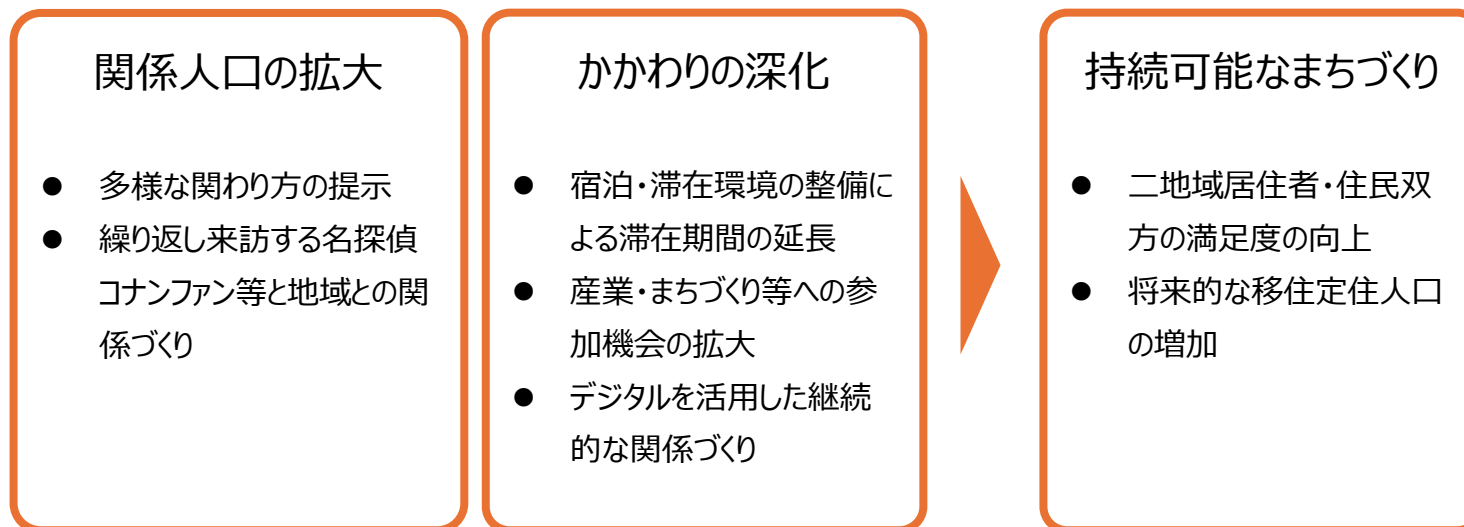
(1) 基本方針（地域の魅力を踏まえた地域の将来像）

二地域居住者と住民が “つながり” “まなび” “実践する” まちづくり

北栄町では人口減少や少子高齢化が進んでおり、地域や産業の担い手の確保が課題となっています。移住者の獲得にむけた競争も全国で激化するなか、本町では都市部人材など関係人口との協働により町の活性化の取り組みを進めてきました。

本町には、「名探偵コナンに会えるまち」としての観光資源や、農産物など自然からの恵みの豊かさといった強みがあります、道の駅ほうじょう、山陰道、青山剛昌ふるさと館などの令和7年度からの大型プロジェクトの進展により、さらなる来訪者の増加が期待されます。

本町では、二地域居住者と住民の協働（つながり、まなび、実践）をさらに進め、双方の満足度の向上と地域の価値の最大化を通して、持続可能なまちづくりを実現していきます。



(2) 二地域居住者に期待すること

北栄町での暮らしを楽しんでいただくとともに、それぞれの関心やスキル・ネットワークを活かし、地域に参加し、交流を深めていただくことで、北栄町での暮らしがさらに充実し、心身の健康や自己実現に寄与することを期待します。

また、北栄町での二地域居住を通じて、将来的に北栄町の移住を検討していただける方が現れることも期待します。移住の検討についてご希望があれば町としての支援を行います。

地域への参加の例

- 地域産業への貢献（地域の商工業者・農業者の経営支援、地域での創業・就業、繁忙期などのお手伝い など）
- まちづくりへの参加（地域イベントの企画・運営、地域づくりや環境保護活動への参加、地域の教育支援 など）



(3) 二地域居住者の受け入れに向けた取り組み方針

北栄町での二地域居住の推進に向け、「すまい」（滞在環境）、「なりわい」（就業機会、地域参加）、「つながり」（二地域居住者と地域、二地域居住者相互の交流の場）の充実を図ります。

特定居住支援法人や移住相談窓口と連携し、相談等への対応を行います。

すまいづくり

- 由良駅前への宿泊施設誘致
- 民泊施設の創業・立地支援
- 飲食店等の創業・立地支援（二地域居住者利便性向上施設）
- 鳥取中央育英高校学生寮整備

なりわいづくり

- 北栄町版“地域の人事部”（地域複業マッチング等）
- 事業所等の立地・創業支援（二地域居住者創業等支援施設）
- コワーキングスペースの整備

つながりづくり

- 交流施設の整備（青山剛昌ふるさと館、中央公民館大栄分館等）
- 相談窓口の設置
- 継続的な交流の機会づくり（イベント、デジタル活用）
- コミュニティマネージャーの設置
- 若者が活躍する地域づくり（鳥取中央育英高校魅力化、若者活躍を支援する地域活動への支援）

(4) 目標

北栄町特定居住促進計画の事業内容および目標を次のように設定します。

区分	事業内容	目標（R11 年度末時点）
1.すまいづくり	・由良駅前への宿泊施設誘致	宿泊施設 1 件
	・民泊施設の創業・立地支援	民泊施設 3 件
	・飲食店等の創業・立地支援	飲食店等 3 件
	・鳥取中央育英高校学生寮整備	寮整備 1 件 利用する高校生の数 3 人/年
2.なりわいづくり	・北栄町版“地域の人事部”	町内事業所での複業マッチング（高度人材） 3 件/年 おてつたび等での新規来訪者数 10 人/年
	・事業所等の創業・立地支援	店舗整備支援 1 件 地域内での起業者数 5 件
	・コワーキングスペースの整備	施設整備 1 件 地域外からの利用者数 のべ 150 人/年
3.つながりづくり	・青山剛昌ふるさと館整備	施設整備 1 件 来館者数 27 万人/年
	・中央公民館大栄分館整備	施設整備 1 件 二地域居住者によるイベント開催 3 件/年
	・相談窓口の設置	特定居住支援法人の指定数 5 件
	・継続的な交流の機会づくり	交流イベントの開催数 12 件/年 交流登録者数 100 人

区分	事業内容	目標（R11 年度末時点）
3.つながりづくり	・コミュニティマネージャーの設置	1 施設 1 人
	・若者が活躍する地域づくり	鳥取中央育英高校の入学者数 80 人以上/年 地域イベント等に参加する 10 代の若者数 1,500 人/年

(5) スケジュール

区分	事業内容	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
1.すまいづくり	・由良駅前への宿泊施設誘致	誘致活動、整備支援				
	・民泊施設の創業・立地支援	誘致活動、創業・立地支援				
	・飲食店等の創業・立地支援	誘致活動、立地支援				
	・鳥取中央育英高校学生寮整備	施設整備 体制整備	運営			
2.なりわいづくり	・北栄町版“地域の人事部”	体制整備、運営	運営			
	・事業所等の立地・創業支援	誘致活動、創業・立地支援				
	・コワーキングスペースの整備	設計、施設整備 活用方法検討、体制整備			運営	
3.つながりづくり	・青山剛昌ふるさと館整備	施設整備			運営	
	・中央公民館大栄分館整備	設計、施設整備 活用方法検討、体制整備			運営 二地域居住者によるイベント開催支援	
	・相談窓口の設置	特定居住支援 法人指定、運営	運営			
	・継続的な交流の機会づくり	検討、体制整備	コミュニティ運営 交流イベント等の開催			
	・コミュニティマネージャーの設置	設計、施設整備 活用方法検討、体制整備			運営 住民・二地域居住者相互の橋渡し実施	
	・若者が活躍する地域づくり	鳥取中央育英高校魅力化事業の実施 地域団体との連携促進				

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1) 特定居住拠点施設

No.	施設の区分	名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	一団地の住宅施設、宿泊施設	由良駅前宿泊施設（仮称）	北栄町由良宿 561 番地ほか	都市計画区域内（非線引き区域、用途無指定）	本町では宿泊施設の不足が課題。由良駅前の JA 施設跡地に、拠点となる宿泊施設を誘致。	民間事業者	R7-R11
2	一団地の住宅施設、宿泊施設	由良宿民泊施設	北栄町由良宿（特定居住促進区域内）	〃	空き家等を有効活用し、地域住民との交流や地域での暮らしが体験できる民泊施設等の創業、立地等を支援	民間事業者	R7-R11
3	一団地の住宅施設、宿泊施設	鳥取中央育英高校学生寮	北栄町六尾（特定居住促進区域内）	〃	元町営住宅を有効活用し、地域外から鳥取中央育英高校に進学する生徒の住居となる学生寮を整備	北栄町	R7
4	事務所、事業所、その他の業務施設	北栄町図書館コワーキングスペース（仮称）	北栄町由良宿 803 番地 1	〃	中央公民館大栄分館の再整備に合わせ図書館の一部に、二地域居住者が利用できるコワーキングスペースを設置。	北栄町	R7-R8
5	交流施設	北栄町中央公民館大栄分館	北栄町由良宿 800 番地 1	〃	二地域居住者の利用や催事開催を想定したオープンキッチンや多目的スペースやテラスなどを整備。 コミュニティーマネージャーを設置。二地域居住者と地域住民のハブの役割を想定	北栄町	R7-R8

No.	施設の区分	名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
6	交流施設	青山剛昌ふるさと館 (移転後)	北栄町由良宿 1300 番地	〃	現在の青山剛昌ふるさと館を移転整備、 展示の充実を行うとともに、無料入館空 間に交流スペースなどを整備。名探偵コナ ンファンと地域の接点の役割を想定	北栄町	R7-R9

(詳細が未確定だが、今後整備を予定している施設)

No.	施設の区分	名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	交流施設	歴史文化交流施設 (仮称)	北栄町由良宿 1414 番地	都市計画区域内 (非線引き区域、用 途無指定)	現在青山剛昌ふるさと館として使用してい る旧大栄歴史文化学習館をリニューアル。 二地域居住者が町の基幹産業である農 業や、歴史文化に触れる場として再整備	北栄町	R9-

(2) 用途特例要件に関する事項 (特定行政庁の同意)

適用なし

(3) 公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

適用なし

4. 特定居住者の生活の利便性の向上または就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1) 関連施設

No.	施設の用途及び名称		所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	二地域居住者 利便性向上施設	飲食店等	北栄町由良宿	都市計画区域内 (非線引き区域、用途無指定)	本町の宿泊施設誘致時の課題である、飲食店等の地域内での創業・立地を支援	民間事業者	R7-R11
2	二地域居住者 創業等支援施設	事業所・店舗	北栄町由良宿	〃	二地域居住者による創業及び二地域居住者の雇用先となる事業所・店舗の創業・立地を支援	民間事業者	R7-R11

(2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意） 適用なし

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 地域の人事部

担い手不足社会の到来に備え、北栄町商工会をはじめとする関係機関と連携し、地域の事業所の人材確保・育成・定着に取り組めます。二地域居住者を対象に、事業所の経営戦略実現や、繁忙期の人手不足、地域産業を知るための体験などの複業の機会のマッチング等を実施します。

- 相談窓口の設置（特定居住支援法人の指定）

北栄町観光交流課において、二地域居住から移住定住までの相談に対応するほか、今後認定する特定居住支援法人において、二地域居住者のすまい、なりわい、つながりづくりにかかる相談への対応を進めます。

- 継続的な交流の機会づくり

北栄町の SNS 等を活用し、二地域居住を希望する方への継続的な情報提供を行います。また、特定居住支援法人との連携により、北栄町内および都市圏での交流の機会を設定します。オンラインを活用した、二地域居住者のコミュニティづくりの検討を進めます。

- コミュニティマネージャーの設置

北栄町中央公民館大栄分館のリニューアルに伴い、コミュニティマネージャーの設置を検討します。コミュニティマネージャーは二地域居住者と地域住民相互を繋ぐとともに、二地域居住者と町、特定居住支援法人との橋渡しや交流イベントの開催などを担います。

- 鳥取中央育英高校魅力化

町の先人が設立した「育英鬘」をルーツとする鳥取県立鳥取中央育英高校について、学校や地域等と連携しつつ、地域外からの生徒の受け入れや、地域資源を活かした魅力化に取り組み、将来を担う人材の育成を図ります。

6. 施設の整備に関する事業と拠点関連基盤施設整備事業との連携に関する事項
なし

7. その他

(1) 都道府県知事への意見聴取：令和7年 月 日

(2) 特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項
パブリックコメントの実施：令和7年 月実施

(3) 都市計画との調和に関する事項
大栄都市計画区域内
都市計画区域マスタープランと調和を図り作成（市街地ゾーン、住宅地及び商業地）